十条の八第十二項」に改め、同項第五号中「第七条第四項」を「第七条第十項」に改め、「第六条第一項第七号」の下に「又は第九号」を加え、「の申請書の写し（同項」を「（同条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の申請書の写し（同条第二項」に、「ヘ」を「ト」に改め、同項第六号を次のように改める。

六　対象受贈非上場株式等の全部又は一部が法第七十条の七第一項に規定する贈与者（以下この条において「贈与者」という。）の法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む。）の規定の適用に係る贈与（第二十五項第六号及び第二十七項第十一号において「免除対象贈与」という。）により取得をしたものである場合にあつては、施行令第四十条の八第五項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に当該対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとの当該対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳及び当該贈与をした年月日（以下この条において「対象受贈非上場株式等の内訳等」という。）を記載した書類

第二十三条の九第二十三項中「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（以下この条において「贈与税の申告書の提出期限」という。）の翌日から同日以後五年を経過する」を「第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「当該五年を経過する」を「当該いずれか早い」に改め、同項第四号中「第六号」の下に「並びに次項」を加え、「「基準日」を「「報告基準日」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　円滑化省令第十二条第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

第二十三条の九第二十三項第六号中「基準日の」を「報告基準日の」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に改め、「である場合には、」の下に「法第七十条の七第一項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の同項に規定する」を、「提出期限」の下に「（以下この条において「贈与税の申告書の提出期限」という。）。次項において同じ。」を加え、同条第二十四項を削り、同条第二十五項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「基準日の直前」を「報告基準日の直前」に、「当該基準日」を「当該報告基準日」に、「贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「当該五年を経過する」を「当該いずれか早い」に、「第二十三項」を「前項」に、「第四十条の八第三十五項」を「第四十条の八第三十六項」に改め、同項第二号ハを次のように改める。

ハ　当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第九項又は第十項（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

第二十三条の九第二十五項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　施行令第四十条の八第三十六項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　その経営贈与報告基準日における法第七十条の七第二項第七号ロに規定する猶予中贈与税額（以下この条において「猶予中贈与税額」という。）

二　その経営贈与報告基準日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の数又は金額及び当該経営承継受贈者に係る贈与者の氏名

三　その経営贈与報告基準日が法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、認定贈与承継会社に係る次に掲げる事項（当該経営贈与報告基準日（以下この項において「報告基準日」という。）の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間において、認定贈与承継会社が施行令第四十条の八第六項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に同条第二十四項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）

イ　当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額

ロ　当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合

ハ　当該報告基準日の属する事業年度の直前の事業年度における法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合

四　報告基準日の直前の経営贈与報告基準日（当該報告基準日が最初の経営贈与報告基準日である場合には、贈与税の申告書の提出期限。次号及び第六号において同じ。）の翌日から当該報告基準日までの間に認定贈与承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨

五　報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に経営承継受贈者につき法第七十条の七第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中贈与税額がある場合には、同条第四項の表の各号の上欄又は第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中贈与税額及びその明細

六　報告基準日において経営承継受贈者が有する対象受贈非上場株式等の全部又は一部が贈与者の免除対象贈与により取得をしたものである場合（報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に対象受贈非上場株式等の内訳等につき変更があつた場合に限る。）には、当該報告基準日における対象受贈非上場株式等の内訳等

七　法第七十条の七第二十一項の規定の適用を受けた場合（報告基準日の直前の経営贈与報告基準日の翌日から当該報告基準日までの間に同条第二十四項の規定による再計算免除贈与税の額の通知があつた場合に限る。）には、同条第二十一項の規定の適用を受けた旨、同項に規定する認可決定日並びに同項第二号に掲げる金額及び同項に規定する再計算免除贈与税の額

八　その他参考となるべき事項

第二十三条の九第二十六項中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同条第二十七項中「第四十条の八第三十六項に」を「第四十条の八第三十七項に」に改め、同項第三号及び第四号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第五号中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十七項」に、「第四十条の八第九項第一号」を「第四十条の八第十項第一号」に改め、同項第七号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第八号中「贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「第四十条の八第五項」を「第四十条の八第六項」に、「同条第二十三項第二号イ」を「同条第二十四項第二号イ」に改め、同項第九号中「起算して」を「同日以後」に、「には、当該」を「において、当該期間内に経営贈与報告基準日がないときは、当該」に改め、同項第十号中「到来した」を「確定した」に改め、同項第十一号中「有する特例受贈非上場株式等」を「有する対象受贈非上場株式等」に、「法第七十条の七第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与」を「免除対象贈与」に、「特例受贈非上場株式等の内訳等」を「対象受贈非上場株式等の内訳等」に改め、同条第二十八項中「第四十条の八第三十六項」を「第四十条の八第三十七項」に、「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後五年を経過する」を「法第七十条の七第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い」に、「五年を経過する日の翌日以後で」を「いずれか早い日の翌日以後で」に改め、同項第五号を次のように改める。

五　円滑化省令第十二条第六項又は第十二項（これらの規定を同条第十六項において準用する場合を含む。）の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し